

原動機付自転車・軽自動車等の名義変更、 廃車手続きはお済みですか？

原動機付自転車・軽自動車等は車両の名義変更をする場合や、町外へ転出する場合には届出を行わなければいけません。

廃車手続きをしなければいけない場合

- ・ 車両が動かなくなり、処分するとき（使用不能）
- ・ 住所を町外へ移すとき（転出）
- ・ 車両を解体するとき（解体）
- ・ 所有者が亡くなったとき（死亡）
- ・ 他者に譲るとき（譲渡）
- ・ 業者に下取りに出したとき（下取り）
- ・ 車両が盗難にあったとき（盗難）



原動機付自転車の廃車手続きに必要なもの

- ・ 登録している方の印鑑（名義変更の場合は両方の印鑑）
- ・ 標識交付証明書
- ・ ナンバープレート（盗難の場合は警察署からもらう受理票）

※軽自動車等は手続き先、書類が異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】総務部税務課 軽自動車担当 ☎945-4729 内線(142)

家屋調査への協力依頼について

町では、新築、増築された家屋の家主及び平成21年度に実施した課税漏れ家屋一斉調査により課税漏れと思われる家主に、「家屋調査について」の依頼文書を送付したところですが、いまだに連絡が取れない方が多数います。

家屋調査は、家主立会いのもと家屋の実測調査等を行い、家屋を適正に評価し、課税するうえで重要な調査です。本旨をご理解のうえご協力くださるようお願いいたします。

なお、再三の通知にもかかわらず連絡がなく、実測調査ができない場合は、類似の建物に比準して評価し、課税することになりますので申し添えます。

【お問い合わせ】：総務部税務課 ☎945-4729(内線143・145)

町県民税(3期分) は10月31日(月)が 納期限です

平成23年度町県民税3期分の納期限は10月31日(月)です。納め忘れないよう、よろしく願います。

今年の4月から、納期限を1日でも過ぎた納付書は金融機関で受け取らなくなっています。納め忘れない口座振替に切り替えましょう。申請書は、町内各金融機関もしくは総務部税務課窓口にありますので、必要事項を記入の上、口座開設先支店にご提出ください。

- 町県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
 - 延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティです。
 - 滞納が続きますと預金差押等滞納処分を行う場合があります。
- ※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成23年度各税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	8月31日	10月31日	平成24年1月31日
固定資産税		5月2日	8月1日	12月27日	平成24年2月29日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ／総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

西原町国民健康保険収納対策緊急プランについて

西原町では国民健康保険事業の安定的運営のため、「西原町国民健康保険収納対策緊急プラン」を作成し事業運営にあたっています。主な内容は、以下のとおりです。

1 滞納状況の解消

- (1) 他保険加入者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を促します。
- (2) 生活保護申請が必要な被保険者の発見に努め、早期に生活保護の申請を促します。
- (3) 所得未申告者への申告を促し、適正課税に努力します。
- (4) 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度を国保加入者へ周知します。他

2 徴収方法の改善等

- (1) 滞納案件の財産調査等を行い効率的な滞納整理を実施します。
- (2) 納期内納付困難者との速やかな分割納付等の交渉に努めます。
- (3) 電話催告、徴収訪問等の収納対策を実施します。
- (4) 口座振替を推進します。
- (5) 臨戸訪問等で生活状況を把握し、定期的な納付や増額要請を実施します。他



3 滞納処分の実施

- (1) 悪質・長期滞納案件の財産調査や、滞納処分を実施します。他

お問い合わせ：福祉部健康推進課 国保賦課・徴収係 ☎945-4791 (内線153~155)

～介護保険料の納め忘れはありませんか？～

【普通徴収の方へのお知らせです】

**10月は介護保険料(4期分)の納期限です。
納期限は『10月31日(月)』となっています。**

介護保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう大切な財源です。保険料を納め忘れてしまうと、滞納期間に応じて以下の制限がされる場合があります。

【1年以上、滞納をしていると…】

介護保険サービスを利用する際に、一度、費用の全額を自己負担してもらい、後日、役場に申請することにより残りの9割分を払い戻しすることになります。

【1年6ヶ月以上、滞納をしていると…】

保険給付分(9割分)の支払いが、差し止められます。また、差し止められた保険給付分から滞納している保険料額が控除されます。

【2年以上、滞納をしていると…】

滞納期間に応じた一定期間、自己負担が「1割」から「3割」に引き上げられます。また、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

保険料の納付には【口座振替】がオススメです！

口座振替にしていると、簡単に保険料を納めることができるので、大変便利です！！

《お申込は簡単！》※各金融機関や介護支援課窓口にて申込み用紙を用意します。下記のものをご持参の上お申込みください。

- 預金通帳
- 銀行届出の印鑑
- 介護保険料納入通知書

お問い合わせ／福祉部介護支援課 介護支援係 Tel945-5013 (内線194)